

令和4年度第10回あわらし農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年1月26日(木)午後1時30分から2時13分まで

2. 開催場所 あわらし市役所 3階 全員協議会室

3. 出席委員(11人)

会長	12番	丸谷	浩二
委員	1番	川端	伸造
	3番	北田	和彦
	4番	糠山	秀雄
	5番	舘	邦夫
	6番	松井	成樹
	7番	三上	将治
	8番	宮腰	茂雄
	9番	谷川	聡志
	10番	長谷川	太佑
	13番	北	廣見

4. 欠席委員(3人)

会長職務代理	2番	藤野	雄次
	11番	林	恵子
	14番	朝倉	雪

5. 議事日程

第1	開会
第2	会長挨拶
第3	業務報告
第4	議事録署名人の指名
第5	議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第2号 現況証明願について
	議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
	議案第4号 農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の決定及び農地利用配分計画(案)について
	報告第1号 田から畑への形質変更届出の報告について
	報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
	報告第3号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告に

ついて

第6 その他

(1) 2月の農業委員会定例総会開催予定について

(2) その他

第7 閉会

6. 事務局 局長 東 俊行
同補佐 高嶋 良子
主査 松村 邦弘
主事 伊藤 祥恵

7. 会議の概要

◇ 開会宣言

事務局： 皆様、お疲れさまです。定刻となりましたので、ただいまからあわら市農業委員会定例総会を開催させていただきます。総会の開会に当たりまして、丸谷会長からご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

◇ 会長挨拶

【会長 挨拶】

◇ 定足数の確認

事務局： それでは、本日の出席状況をご報告いたします。委員総数24名中、本日の出席委員は18名であります。なお、2番藤野委員、11番林委員、14番朝倉委員、推進委員の辻下委員、深川委員、堀川委員から欠席の届出がございます。1番川端委員につきましては、遅刻の届出がございます。したがいまして、委員総数の過半数のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

◇ 業務報告

事務局： 続きまして、日程第3「業務報告」を申し上げます。

【業務報告の朗読及び説明】

それでは、ここからの進行につきましては丸谷会長にお願いいたします。

◇ 議事録署名人の指名

議長： それでは、日程第4「議事録署名人の指名」を行います。本日の議事録署名人は、9番谷川委員、10番長谷川委員の両名にお願いいたします。

◇ 議 事

議 長： 日程第5、議事に入ります。

◇ 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長： 議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局： 議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご説明させていただきます。2ページをご覧ください。

今回、案件としては、1件の申請がございました。

番号1番につきましては、貸付人は中浜にお住まいの〇〇〇〇さん、借受人は中浜の〇〇〇でございます。申請の土地につきましては中浜地係の1筆で、登記地目は田、面積は5,996㎡のうち140.2㎡でございます。用途につきましては作業用進入路でございます。事由につきましては、借受人は地元の農業法人であり、申請地に農業施設への作業用進入路を整備したいとのことでございます。権利の種類につきましては賃貸借の設定で、こちらの農地区分につきましては農振農用地でございます。農振農用地につきましては原則転用ができないとなっておりますが、農業用施設ということで、例外的に許可が可能と判断されるものでございます。場所につきましては3ページ、計画図につきましては4ページ、5ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議 長： それでは、地区担当委員の説明ですが、7番三上委員、お願いいたします。

7 番： 今、事務局説明のとおりで、現地も私は確認させていただきました。
以上です。

議 長： ありがとうございます。それでは、この案件につきまして、本日、現地調査を行っておりますので、調査結果の報告を6番松井委員、お願いいたします。

6 番： 何ら問題がないと考えます。

議 長： ありがとうございます。それでは、本案件につきましてご質問はありませんか。
(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、県に進達するものといたします。

◇ 議案第2号 現況証明願について

議長： 次に、議案第2号「現況証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、議案第2号「現況証明願について」、ご説明させていただきます。7ページをご覧ください。

今回、案件としては、4件の申請がありました。

番号1番につきましては、千葉県八千代市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては指中地係の1筆で、面積は327㎡、登記地目は畑、現況は非農地でございます。事由につきましては、申請地は昭和63年頃に前所有者が車庫及び庭として整備しており、以後、宅地として利用され現在に至っているとのことで、今回、地目変更したいとのことでございます。場所につきましては8ページをご覧ください。

続きまして、番号2番につきましては、申請人は大溝二丁目にお住まいの〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては大溝一丁目地係の1筆で、面積は231㎡、登記地目は畑、現況は非農地でございます。事由につきましては、申請地は昭和57年以前に土建会社の資材置場として整備され、その後、平成10年頃から住宅の通路及び駐車場として利用されるようになり現在に至っているとのことで、今回、地目変更したいとのことでございます。場所につきましては9ページをご覧ください。

続きまして、番号3番につきましては、申請人は東京都東村山市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては大溝一丁目地係の1筆で、面積は224㎡、登記地目は畑、現況は非農地でございます。事由につきましては、申請地は昭和58年頃に電気事業者の店舗として整備され、以後、宅地として利用され現在に至っているとのことで、今回、地目変更したいとのことでございます。場所につきましては10ページをご覧ください。

続きまして、番号4番につきましては、申請人は古屋石塚にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては古屋石塚地係の1筆で、面積は554㎡、登記地目は畑、現況は非農地でございます。事由につきましては、申請地は昭和23年以前から農作業小屋及び住宅の庭として整備されており、以後も宅地として利用され現在に至っているとのことで、今回、地目変更したいとのことでございます。場所につきましては11ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議 長： それでは、地区担当委員の説明ですが、番号1番につきまして、4番糠山委員に
お願いいたします。

4 番： 今、事務局からご説明がありましたとおり、前所有者が亡くなられているという
ことで、〇〇〇〇さんは弟であり、今現在、千葉県に住んでいるということになり
ますので、管理ができないと。かなりお年の高齢ということで、行政書士のほうで
お願いをしてあるそうです。後継者がいないということで、行政書士のほうから私
のほうへ依頼がありました。
以上です。

議 長： 次に、番号2番、3番につきまして、5番館委員、お願いいたします。

5 番： まず2番のほうですけども、申請事由にあるように、ずっと以前から住宅地への
通路及び駐車場として使われているということで、現況は非農地ということで、こ
れは変更やむを得ないかなと考えます。

3番は、これも申請事由にありますように、電気屋さんをやっていた店舗として
整備されているんですけども、実際は非農地ということで、これも変更やむを得な
いというふうに考えます。

以上です。

議 長： 次に、番号4番について、8番宮腰委員、お願いいたします。

8 番： これは現状宅地で、そのまま使われており、農家組合長さんの承認もあることか
ら問題ないと思います。

議 長： ありがとうございます。それでは、本案件につきましてご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入ります。議案第2号「現況証明願について」、賛成
の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、承認することといたします。

◇ 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

議 長： 次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積
計画について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 議案の説明に入る前に、先月の農用地利用集積計画の議案の中で、2点訂正部分がありますのでご報告いたします。

まず1点目は、先月の利用権の議案書20ページの番号1番から4番までの舟津の田4筆について、賃借料1万5,000円と記載しましたが、正しくは8,000円です。

2点目は、館委員からご質問のあった利用権設定可能な期間について、20年間とお答えしましたが、正しくは50年間です。

以上、2点が訂正内容です。

では、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」、ご説明いたします。12ページにお進みください。農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、あわら市から別添のとおり農用地利用集積計画が提出されたので、その決定を求めます。

13ページをお開きください。公告予定日につきましては令和5年1月31日火曜日でございます。借手は6人、貸手は14人でございます。利用権設定面積は、賃貸借が26筆、5万3,163㎡、うち再設定が24筆、5万2,228㎡でございます。使用貸借は5筆、8,034㎡でございます。期間別内訳は、1年の畑が5筆、8,034㎡、4・5年の田が10筆、1万6,605㎡、畑が1筆、1,963㎡、10年の田が15筆、3万4,595㎡でございます。

14ページにお進みください。集落別内訳については、堀江十楽の田が2筆、下番の田が8筆、城の畑が1筆、北金津の畑が8筆、細呂木の田が15筆でございます。利用権移転は297.88㎡ございまして、所有権移転につきましてはございませんでした。

15ページをお開きください。集積計画の決定についてでございます。番号1番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。堀江十楽の田2筆でございます。利用目的は水稻で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万6,500円でございます。期間につきましては令和5年2月1日から令和9年3月31日まででございます。新規設定でございまして、用水費は借主負担でございます。

2番、3番につきましては、借受人は下番にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。下番の田8筆でございます。利用目的は水稻で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万4,525円でございます。期間につきましては令和5年2月1日から令和10年2月29日まででございます。再設定でございまして、用水費は借主負担でございます。

16ページまでまたがっております。4番から8番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。細呂木の田15筆でございます。利用目的は水稻で賃借権の設定、10a当たり賃借料は市平均賃借料でございます。期間につきましては令和5年2月1日から令和15年1月31日まででございます。再設定でございまして、用水費は借

主負担でございます。

17ページをお開きください。9番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。城の畑1筆でございます。利用目的は芝で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和5年2月1日から令和10年2月29日まででございます。再設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

18ページまでまたがっております。10番から13番につきましては、借受人は柿原にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。北金津の畑5筆でございます。利用目的は野菜で使用賃借権の設定、期間につきましては、10番から13番は令和5年2月1日から令和6年1月31日まででございます。新規設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

14番は、利用権の移転でございまして、借受人は〇〇〇〇でございます。山十楽の畑1筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たり賃借料は5,000円でございます。期間につきましては令和5年2月1日から令和7年3月31日まででございます。

これらの農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議長： 本案につきましてご質問はありますか。

5番： 15ページ、16ページにあります〇〇〇〇が借りるというやつの賃借料ですけども、市平均賃借料とあるんですけども、現時点でまだ平均値が出てないから金額が書けないということでしょうか。

事務局： この記載についてなんですけど、市平均賃借料と書いてあるこの金額が、実際の数値が書かれてないということですよ。毎年1月から12月までの利用権設定された金額の平均を取って毎年出してまして、ここに実際の数値を書きましても、これ10年間の契約なので、毎年毎年変わってくるものになるので、実際の数値をここに書かず市平均賃借料というふうを書くことで、毎年その更新された金額で支払ってもらうということで、こういう記載にさせていただいています。

議長： ほかにありますか。

(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入ります。なお、番号4番から8番につきましては、〇〇〇〇が関係しておりますので、まずそれを除く1番から3番、9番から14番について採決をいたします。

議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」、1番から3番、9番から14番についての賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、決定することといたします。

(丸谷会長退席)

局長： それでは、4番から8番につきましては、〇〇〇〇さんということで、〇〇〇〇が関係をしておりますので、ここからは私のほうから議事のほうを進めさせていただきます。本来ですと藤野職務代理者が行うべきところではございますが、本日欠席ということで、よろしく願いいたします。

それでは、番号4番から8番について賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

挙手全員。よって、決定することといたします。

それでは、〇〇〇〇、入室のほうをお願いいたします。

(〇〇〇〇着席)

また以後は、会長のほうで議事のほうを進めていただきますので、よろしく願いいたします。

◇ 議案第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画(案)に対する意見について

議長： 次に、議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画(案)に対する意見について」、ご説明いたします。19ページをお開きください。あわら市から別添のとおり農用地利用集積計画が提出されたので、農業経営基盤強化促進法第18条の規定によりその決定を求めるとともに、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求めます。

20ページにお進みください。公告予定日につきましては令和5年1月31日火曜日でございます。貸手につきましては1人でございます。利用権設定面積は、賃貸借が1筆、2,935㎡でございます。集落別内訳は、指中の田1筆でございます。

21ページをお開きください。集積計画の決定についてでございます。指中の田1筆でございます。利用目的は水稻で賃借権の設定、賃借料は10a当たり1万円でございます。耕作予定者は〇〇〇〇でございます。

これらの農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議長： 本案につきましてご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、採決に入ります。なお、番号1番につきまして、〇〇〇〇が関係しておりますので、退出をいたします。

(〇〇〇〇退席)

局長： それでは、議案第4号につきまして、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

挙手全員ということで、決定することといたします。

それでは、〇〇〇〇、入室のほうをお願いいたします。

(〇〇〇〇着席)

◇ 報告第1号 田から畑への形質変更届出の報告について

議長： 次に、報告第1号「田から畑への形質変更届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、報告第1号「田から畑への形質変更届出の報告について」、ご説明させていただきます。22ページをご覧ください。

今回、1件の届出がございました。

番号1番につきましては、申請人は宮谷にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては宮谷地系の田で、面積は533㎡でございます。形質変更の理由につきましては、田としての利用が難しくなったため、埋立てを行い、今後は畑として利用したいとのことでございます。場所につきましては23ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長： それでは、地区担当委員の説明を求めます。番号1番につきまして、4番糠山委員、お願いいたします。

4番： 〇〇〇〇さんの田んぼですけども、圃場の現場検証を、私ちょっと個人的に見回ったんです。そうすると、田んぼというのは用水路があつてそれが無いんです。その上には畑があつて、その下が田んぼということになってますので、水をどっから

持ってくるのかなと検証したところ、吸水ポンプでかなりホースの長いホースを使って上げてることが分かって、これはちょっと困難であるということから、そういう現場検証をちょっとしたんですけども、ちょっと無理があるということで、〇〇〇〇さんから埋立てを行いたいということがありました。

以上です。

議長： ありがとうございます。それでは、この案件につきまして、本日、現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して6番松井委員、報告をお願いいたします。

6番： 今日、朝、三上委員と館委員と見てきたんですが、ちょっと雪が積もってて、今、説明のようなことはほぼ分かりませんでした。現地を見た委員の方がおっしゃるのであれば、妥当じゃないかなと思います。

以上です。

議長： 本件につきましてご質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ないようですので、報告第1号を終わります。

◇ 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

議長： 次に、報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」、ご説明いたします。24ページにお進みください。

今回、8件の届出がございました。

1番の届出につきましては、東山の田4筆でございます。権利取得者は東山にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年8月25日で、相続による所有権の移転でございます。東山地系の田1筆は自己管理し、ほかは〇〇〇〇が耕作することでございます。

2番の届出につきましては、権世の田2筆、権世市野々の田1筆、畑1筆でございます。権利取得者は権世市野々にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和元年8月20日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理することでございます。

3番の届出につきましては、宮谷の田5筆、畑4筆でございます。権利取得者は宮谷にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年8月27日で、相続による所有権の移転でございます。宮谷地系の田4筆は〇〇〇〇が耕作し、ほ

かは自己管理するとのことをごさいます。

25ページをお開きください。4番の届出につきましては、細呂木の田4筆、畑1筆、指中の田1筆でございます。権利取得者は細呂木にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年2月21日で、相続による所有権の移転でございます。指中の田は〇〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理するとのことをごさいます。

5番の届出につきましては、下番の田7筆、畑1筆でございます。権利取得者は下番にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和3年10月29日で、相続による所有権の移転でございます。田については〇〇〇〇さんが耕作し、畑は自己管理するとのことをごさいます。

26ページにお進みください。6番の届出につきましては、北潟の田4筆、畑5筆でございます。権利取得者は北潟にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年11月16日で、相続による所有権の移転でございます。北潟地係の畑1筆は〇〇〇〇さん、北潟地係の畑1筆は〇〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理するとのことをごさいます。

7番の届出につきましては、山十楽の畑2筆でございます。権利取得者は山十楽にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年12月5日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理するとのことをごさいます。

8番の届出につきましては、北金津の田1筆、花乃杜五丁目の畑1筆でございます。権利取得者は花乃杜にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年10月28日で、相続による所有権の移転でございます。田は〇〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理するとのことをごさいます。

以上で説明を終わります。

議長： 本件につきましてご質問はありますか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

質問がないようですので、報告第2号を終わります。

◇ 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について

議長： 次に、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」、ご説明いたします。27ページをお開きください。

今回、9件の届出がございました。

1番につきましては、中浜の田1筆で、賃借人は〇〇〇〇でございます。議案第1号にてご説明がありましており、作業用進入路を整備するため、解約するもの

でございます。

2番から5番につきましては、橋屋の田6筆で、賃借人は〇〇〇〇さんでございます。賃借人の都合により解約するものでございます。

6番から9番につきましては、北金津の畑5筆で、賃借人は〇〇〇〇さんでございます。〇〇〇さんに利用権を設定するため、解約するとのことでございます。

以上で説明を終わります。

議 長： 本件につきましてご質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、報告第3号を終わります。

◇ その他(1)

議 長： 日程第6、その他(1)「2月の農業委員会定例総会の開催予定について」、事務局の説明を求めます。

事 務 局： 2月の定例総会の日にちについて、2月24日金曜日1時半からということで検討しております。

それと、今、ここで併せてご報告させていただきたいことがございます。先月の定例総会時に皆様に少しお話しさせていただきましたが、2月に新年会を開催するというので、本日1時から運営委員会を開催いたしまして、運営委員会の皆様と検討した結果でございますが、2月に新年会を予定しておりましたけれども、やはりコロナウイルスなど、そういった関係もございまして、今回は2月の新年会は見送りということにさせていただきたいと思っております。そして、今後、また国の方針、動向などを見まして、親睦会という形で改めて日付など、時期を含めましてまた検討させていただきたいと思っておりますので、それも併せてご報告させていただきます。そういうことになりましたので、2月24日金曜日は定例総会のみということで、通常ですと夜、新年会の開催を検討しておりましたが、新年会は今回は開催しないということになりましたので、併せてご報告いたします。

議 長： ありがとうございます。ただいま事務局から、2月の農業委員会総会の開催案内、また新年会についてのお話をいただきました。このこと含めまして、ご意見はありませんか。よろしいですか。

私としましても、2月の新年会は何かという思いがあったわけですが、先ほど説明のとおり、委員会において、やはりコロナのことがあるということで、2月の新年会は難しいという判断にさせていただきました。しばらく様子を見ながら、できれば6月、7月頃というふうな思いもございすけれども、あくまでもコロ

ナの関係を見極めて開催をさせていただきたいというふうに思っておりますので、
よろしくご理解いただきますようお願いを申し上げます。

ほかにご意見はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

◇ その他(2)

議 長： 次に、その他の(2)その他について、事務局の説明を求めます。

事 務 局： 【説明】

議 長： ただいまの事務局の説明につきまして、ご質問はありませんか。よろしいですか。
今ほど研修の話が出ましたけれども、できるだけ参加していただいて、今後の活動の一つに充てていただきたいなと思いますので、なるべく参加をいただきますようお願いいたします。

これで一応予定をさせていただきました案件につきましては、終わりました。

せっかくの機会ですので、皆さんからのご意見ありましたら承りたいというふうに思います。

4 番： ちょっと参考にしたいんですけども、お伺いしたいということで、今現状、田んぼを作っているところがありますけども、現在、パイプラインバルブでやるところがほとんどだと思います。ほんで、将来的に田んぼから畑に変更するというのはできるんですか。

事 務 局： 田んぼから畑へ変更するということに関しましては、今回の案件で出てきましたとおり、形質変更届出というものを行っていただければ、できるのはできます。

4 番： できます？

局 長： できますけれども、土地改良区の関係なんかももちろんあるかと思っておりますので、その辺の絡みもきちっと整理していただいとということにはなるかとは思っています。

4 番： あと、パイプライン引いてあるところに対して畑にすると、パイプライン撤去せんあかんがね。それは違うんか。

局 長： 地区除外もありますし、賦課金とか、そういうなのもございますし、それは地元の土地改良区との話になるかと思っております。そこだけ取ってしまっただけは下のほう、

下というかほかの田んぼに影響があるのかないのか。

4 番： 分かりました。ありがとうございます。

局 長： 坂井北部ですよ。

4 番： はい。細呂木土地改良とかもあります。

議 長： ほかにご意見ありませんか。

議 長： よろしいですか。事務局、その他でありますか。よろしいですか。
(質問、意見なし)

◇ 閉 会

議 長： ないようですので、本日の会議はこれで閉じたいと思います。どうもありがとうございました。

令和5年1月26日

議 長

委 員

委 員